

●香川県広域水道企業団監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年5月21日

香川県広域水道企業団監査委員 石垣佳邦
同 武田宏之

1 監査対象機関

総務企画課

財務課

財産契約課

計画課

技術管理室

浄水課

工務課

水質管理課

高松事務所

丸亀事務所

坂出事務所

善通寺事務所

土庄事務所

小豆島事務所

府中事務所

2 監査対象期間

平成30年4月1日から同年8月31日まで

3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指摘事項	水道料金の徴収に係る釣銭について、私費で立替えを行っていた。（小豆島事務所）	釣銭のための小口現金1万円として、銀行券について5,000円を1枚及び1,000円を4枚並びに貨幣について500円を1枚、100円を4枚、50円を1枚及び10円を5枚を、集金の担当者4名分用意し、直ちに立替えを改めた。 併せて、毎日の終業時において、所長による小口現金の残額の確認を行うこととした。 今後は、公金の適正管理を徹底するよう、職員を指導した。
指導事項	検査機器の保守業務委託について、複数の業者が対応可能であるにもか	同案件については、平成31年度から、一般競争入札の方法により契約を行うことと

<p>かわらず、当該機器の納入業者を指名しての単独随意契約を行っていた。 (水質管理課)</p>	<p>した。</p>
<p>貼付すべき収入印紙の金額が誤っているものがあった。 (水質管理課)</p>	<p>直ちに収入印紙を適切な金額に改めた。 今後は、担当職員へ制度の周知を図るとともに、複数職員による確認を徹底する。</p>
<p>郵便切手類（駐車券等の金券を含む。）の保管枚数と、郵便切手受払簿の枚数に不一致があった。 (高松事務所)</p>	<p>郵便切手受払簿への登記漏れとなっていた郵便切手について、直ちに当該受払簿に登記した。 今後は、物品取扱員と複数名の職員が半月ごとに切手類の確認を行うとともに、1月ごとに所長による確認を行うこととした。</p>
<p>単独随意契約を行った案件について、業者選定理由が明らかでないものがあった。 (善通寺事務所)</p>	<p>今後は、業者選定理由を明らかにし、契約締結事務の適正な執行を徹底する。</p>
<p>郵便切手類（駐車券等の金券を含む。）の保管枚数と、郵便切手受払簿の枚数に不一致があった。 (善通寺事務所)</p>	<p>郵便切手受払簿への登記漏れとなっていた郵便切手について、直ちに当該受払簿に登記した。 今後は、1月ごとに所長による確認を行うこととした。</p>